

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名	環 境 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車取得税、自動車税、軽自動車税）		
要望項目名	車体課税のグリーン化		
要望内容（概要）	<p>自動車取得税に係るエコカー減税については、平成27年度税制改正大綱において「燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。」こととされている。</p> <p>軽自動車税については、平成27年度税制改正大綱において「一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。」こととされている。</p> <p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割にすることを目標に掲げている。このため、車体課税については、現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、地球温暖化・公害対策を一層推進するための安定財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討する。</p> <p>なお、平成27年度税制改正大綱では「平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る」こととされている。</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	[初年度] (-) [平年度] (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題や燃料消費に伴うCO₂の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	施策 1. 地球温暖化対策の推進 目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制 施策 3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標 3-1 大気環境の保全
	政策の達成目標	○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） ・ 2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5 割から 7 割とする。 ○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定） ・ 対策地域において、平成 32 年度までに NO2 及び SPM に係る大気環境基準を確保。 ・ 平成 27 年度までに、全ての監視測定局における NO2 及び SPM に係る大気環境基準を達成。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	いわゆるエコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、平成 26 年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は 24%であり、日本再興戦略等の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 また、平成 25 年度大気環境基準達成率（自動車 NOx・PM 法対策地域内の自動車排出ガス測定局）は、NO2 が 98.6%、SPM が 92.3%となっているが、自動車交通量の多い一部の地区において、長期間にわたり NO2 の大気環境基準が達成されていない状況にあるほか、SPM についても安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車の普及により、自動車からの NOx・PM 排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO2 削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○国税 ・ 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の効率的な普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減による NO2、SPM の大気環境基準の確保や CO2 削減効果による地球温暖化防止対策を推進することが可能である。

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に制度創設。 ・平成 22 年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック・バスを軽減対象に追加。 ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・平成 26 年度税制改正において、エコカー減税を拡充。 ・平成 27 年度税制改正において、エコカー減税を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+5%達成 <p>（自動車税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度に制度創設。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減： 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 25%軽減： 旧☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 13%軽減： 旧☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 10%重課： 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車（低公害車、一般乗合バスは適用対象外） ・平成 15 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）

これまでの要望経緯

- ・平成 16 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む）
 - 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）・☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 18 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車（LPG 自動車を含む）
 - 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 20 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆☆車）・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車
 - 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車
 - ※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象
- ・平成 22 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆☆車）・プラグインハイブリッド自動車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車
- ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 2 年延長。
- ・平成 26 年度税制改正において、次のように変更。
 - 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減）、プラグインハイブリッド車に加えて、新たにクリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）が対象に追加され、☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成（かつ平成 32 年度燃費基準達成車）の区分と併せて減税を拡充した上で 2 年延長。
 - 平成 27 年度燃費基準達成車に係る税率の軽減措置を廃止。
 - 新車登録から 13 年超のガソリン車及び 11 年超のディーゼル車に対する重課を概ね 10%から 15%に強化した上で 2 年延長。
- （軽自動車税）
- ・平成 27 年度税制改正において、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。
 - 税率を概ね 75%軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・☆☆☆☆車
 - 税率を概ね 50%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
 - 税率を概ね 25%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準達成車